

令和7年

第4回忠岡町議会定例会会議録

第3日

令和7年12月5日

忠 岡 町 議 会

令和7年 第4回忠岡町議会定例会会議録（第3日）

令和7年12月5日午前10時、第4回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1 番 河瀬 成利議員	2 番 今奈良幸子議員	3 番 北村 孝議員
4 番 小島みゆき議員	5 番 河野 隆子議員	6 番 高迫 照子議員
7 番 森野 良一議員	8 番 田辺 みき議員	9 番 前川 和也議員
10 番 尾崎 孝子議員	11 番 二家本英生議員	

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	是枝 綾子	教 育 長	大塚 孝
町長公室長	立花 武彦	町長公室次長兼秘書人事課長	
産業住民部長	新城 正俊	中定 昭博	
産業住民部次長兼生活環境課長		産業住民部次長兼住民人権課長	
	小倉由紀夫	谷野 彰俊	
健康福祉部長	二重 幸生	健康福祉部次長兼保険課長	
教育部長	柏原 憲一	大谷 貴利	
教育部理事兼学校教育課長		消 防 長	岸田 健二
	石本 秀樹	消防次長兼予防課長	下川 浩幸

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	南 智樹
係 長	酒井 宇紀
主 事	兼田 雄飛

(会議の顛末)

議長（前川 和也議長）

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は成立しております。

議長（前川 和也議長）

ただいまより、会議を開きます。

(「午前10時00分」再開)

議長（前川 和也議長）

まず、本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局（南 智樹事務局長）

議長。

議長（前川 和也議長）

南議会事務局長。

議会事務局（南 智樹事務局長）

令和7年第4回忠岡町議会定例会議事日程（3日目）について、ご報告申し上げます。

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 報告第5号 | 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること及び和解について） |
| 日程第2 | 議案第51号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第3 | 議案第52号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第4 | 議案第53号 | 忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第5 | 議案第54号 | 忠岡町一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第55号 | 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第56号 | 町税条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第57号 | 忠岡町貸菜園条例の廃止について |
| 日程第9 | 議案第58号 | 忠岡町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第59号 | 令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第6号）について |
| 日程第11 | 議案第60号 | 令和7年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第12 | 議案第61号 | 令和7年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）について |

日程第13 議案第62号 令和7年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
について

以上のとおりでございます。

議長（前川 和也議長）

日程第1、報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること及び和解について）を、議題といたします。

本件についての報告を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

報告第5号、専決処分の報告につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、令和7年5月28日、泉北郡忠岡町忠岡南1丁目9番5号、忠岡町総合福祉センター駐車場内において発生した事故について、相手方と損害賠償額1万5,816円をもって和解し、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年9月26日付をもって専決処分したので、同条第2項の規定によりご報告する次第でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

報告は、以上のとおりです。

この件について質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること及び和解について）を終わります。

議長（前川 和也議長）

日程第2、議案第51号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

議案第51号、公の施設の指定管理者の指定につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、忠岡町高月コミュニティセンター及び忠岡町北区集会所ほか7地区の忠岡町地区集会所の管理運営について、令和8年4月1日から向こう5年間、各自治振興協議会を当該施設の指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第51号 公の施設の指定管理者の指定については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託をいたします。

議長（前川 和也議長）

日程第3、議案第52号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

議案第52号、公の施設の指定管理者の指定につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、東忠岡老人いこいの家及び忠岡町総合福祉センターの管理運営について、令和8年4月1日から向こう5年間、株式会社ビケンテクノを当該施設の指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第52号 公の施設の指定管理者の指定については、会議規則第39条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

議長（前川 和也議長）

日程第4、議案第53号 忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

議案第53号、忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、ご説明申し上げます。

本町固定資産評価審査委員会委員、正木秀憲氏は、令和8年3月1日をもって任期満了となりますが、引き続き同委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、広く社会実情に精通し、適任者と思われまますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議長（前川 和也議長）

これより討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

なきようですので、討論を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

これより議案第５３号 忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について、採決を行います。

原案のとおり同意することにご異議はございますか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議長（前川 和也議長）

次、日程第５、議案第５４号 忠岡町一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部改正についてを、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

議案第５４号、忠岡町一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、人事院勧告による国家公務員の給与の取扱いに準じ、給料、地域手当、期末手当、勤勉手当及び通勤手当の改定等の改正を行うものであります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認めます。これにて大綱的質疑を終わります。

議案第５４号、忠岡町一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部改正については、会議規則第３９条第１項の規定により、総務事業常任委員会に付託をいたします。

議長（前川 和也議長）

日程第６、議案第５５号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正に

ついてを、議題といたします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

議案第 5 5 号、忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、人事院勧告による国家公務員の給与の取扱いに準じ、期末手当について年間 0. 0 5 月分の引上げの改正を行うものであります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第 5 5 号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正については、会議規則第 3 9 条第 1 項の規定により、総務事業常任委員会に付託いたします。

議長（前川 和也議長）

日程第 7、議案第 5 6 号 町税条例の一部改正についてを、議題といたします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

議案第 5 6 号、町税条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部改正に伴い、公示送達についてインターネットを利用することにより、公示の事項を不特定多数の者が閲覧できる状態に置くほか、特定親族特別控除の創設、及び加熱式たばこに係る町たばこ税の課税方式の見直しなど、所要の改正を行うものであります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案理由は、以上のとおりでございました。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第５６号 町税条例の一部改正については、会議規則第３９条第１項の規定により、総務事業常任委員会に付託いたします。

議長（前川 和也議長）

日程第８、議案第５７号 忠岡町貸菜園条例の廃止についてを、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

議案第５７号、忠岡町貸菜園条例の廃止につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、令和７年９月３０日をもって第３及び第６菜園を閉園したことにより、第１条に規定する貸菜園が全て閉園となったため、本条例を廃止するものであります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第５７号 忠岡町貸菜園条例の廃止については、会議規則第３９条第１項の規定により、総務事業常任委員会に付託をいたします。

議長（前川 和也議長）

日程第９、議案第５８号 忠岡町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

議案第５８号、忠岡町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、児童福祉法の改正により、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が創設されたことに伴い、当該乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準を条例で定めなければならないとされていることから、条例を制定するものであります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認めます。これにて大綱的質疑を終わります。

議案第５８号 忠岡町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、会議規則第３９条第１項の規定により、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

議長（前川 和也議長）

日程第１０、議案第５９号 令和７年度忠岡町一般会計補正予算（第６号）についてを、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

議案第５９号、令和７年度忠岡町一般会計補正予算（第６号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は１億２，５２０万５，０００円の追加で、これを補正することにより予算総額は８６億６，０６７万６，０００円となります。

歳入につきましては、第１３款 使用料及び手数料で、火葬料の計上、第１４款 国庫支出金で、自立支援給付事業負担金の計上、障害者医療費負担金の計上、国民健康保険基

盤安定負担金の計上、未就学児均等割保険料負担金の計上、産前産後保険料負担金の計上、児童発達支援事業負担金の計上、マイナンバーカード交付事務費補助金の計上、国民年金事務委託金の計上、第15款 府支出金で、自立支援給付事業負担金の計上、国民健康保険基盤安定負担金の計上、未就学児均等割保険料負担金の計上、産前産後保険料負担金の計上、更生医療費負担金の計上、児童発達支援事業負担金の計上、大阪府公立学校情報機器整備事業費補助金小学校分及び中学校分の減額、国勢調査委託金の計上、第18款 繰入金で、財政調整基金繰入金の計上、第20款 諸収入で、後期高齢者医療特別会計繰出金精算返還金の計上、第21款 町債で、消防施設等整備事業債の減額、小学校整備事業債の減額、中学校整備事業債の減額であります。

歳出につきましては、人件費において、人事院勧告等に伴う調整額を各款に計上しております。また、現時点での各事業における事業費の確定による入札差金等事業予算の減額を各款に計上しております。

その他につきましては、第2款 総務費で、会計年度任用職員報酬の計上、会計年度任用職員期末手当の計上、会計年度任用職員勤勉手当の計上、諸統計調査時間外勤務手当の計上、第3款 民生費で、町社協補助金の計上、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金の減額、更生医療費扶助費の計上、介護給付・訓練等給付費の計上、児童発達支援事業費の計上、前年度の事業費確定に伴う国庫支出金精算返還金及び府支出金精算返還金の計上、介護保険特別会計への繰出金の計上、後期高齢者医療特別会計への繰出金の計上、国民年金システム改修業務委託料の計上、会計年度任用職員通勤手当の計上、第4款 衛生費で、前年度の事業費確定に伴う国庫支出金精算返還金及びその他返還金の計上、斎場灯油代の計上、葬儀管理業務委託料の計上、霊園使用料返還金の計上、第10款 教育費で、会計年度任用職員通勤手当の計上であります。

次に、債務負担行為の補正につきましては、広報紙印刷製本事業について、期間は令和7年度から令和8年度、限度額592万1,000円を追加、忠岡町福祉バス自動車リース事業について、期間は令和7年度から令和8年度、限度額64万2,000円を追加、社会福祉施設指定管理運営業務委託、忠岡町総合福祉センター、東忠岡老人いこいの家について、期間を令和7年度から令和12年度、限度額9,888万4,000円を追加、大津川河川公園管理業務委託について、期間は令和7年度から令和8年度、限度額1,007万6,000円を追加するものであります。

次に、地方債の補正につきましては、消防施設等整備事業債において限度額を3,950万円、小学校整備事業債において限度額を1,360万円、中学校整備事業債において限度額を710万円に変更するものであります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第59号 令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第6号）については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業、福祉文教の各常任委員会に付託をいたします。

議長（前川 和也議長）

日程第11、議案第60号、令和7年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）についてを、議題といたします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

議案第60号、令和7年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は191万5,000円の追加で、これを補正することにより、予算総額は17億8,729万4,000円となります。

歳入につきましては、第1款 国民健康保険料で、現年分の計上、第6款 繰入金で、保険基盤安定繰入金の減額、未就学児均等割保険料繰入金の減額、産前産後保険料繰入金の減額、国民健康保険事業財政調整基金繰入金の計上、第7款 繰越金で、前年度繰越金の計上であります。

歳出につきましては、第7款 諸支出金で、前年度国民健康保険給付費等交付金（特別交付金）返還金の計上であります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第60号 令和7年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）については、会議規則第39条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託をいたしま

す。

議長（前川 和也議長）

日程第１２、議案第６１号 令和７年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第２号）についてを、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

議案第６１号、令和７年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第２号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、介護報酬改定等に伴うシステム改修及び人事院勧告に伴う人件費等による増額補正でございます。補正予算額は３４２万３，０００円の追加で、これを補正することにより、予算総額は１８億２，８８６万７，０００円となります。

歳入につきましては、第１款 保険料で、第１号被保険者保険料の計上、第３款 国庫支出金で、地域支援事業交付金及び介護保険事業費補助金の計上、第４款 支払基金交付金で、介護給付費交付金の計上、第５款 府支出金で、地域支援事業交付金の計上、第７款 繰入金で、地域支援事業繰入金及び事務費繰入金の計上。

歳出につきましては、第１款 総務費で、介護保険システム改修業務委託料の計上、第３款 地域支援事業費で、人事院勧告に伴う人件費の計上、第６款 諸支出金で、前年度の介護給付費確定に伴う支払基金交付金の精算分の計上であります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案理由は、以上のとおりでございました。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第６１号 令和７年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第２号）については、会議規則第３９条第１項の規定により、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

議長（前川 和也議長）

日程第１３、議案第６２号 令和７年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２

号)についてを、議題といたします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

議案第62号、令和7年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は817万7,000円の追加で、これを補正することにより、予算総額は5億8,180万1,000円となります。

歳入につきましては、第3款 繰入金で、事務費繰入金の計上、第4款 繰越金で、前年度繰越金の計上であります。

歳出につきましては、第1款 総務費で、人事院勧告等に伴う人件費の計上、第2款 後期高齢者医療広域連合納付金で、負担金の計上、第3款 諸支出金で、還付金の計上であります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第62号 令和7年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、会議規則第39条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

議長（前川 和也議長）

以上で、本日の日程は全て議了いたしました。

次回の会議は12月19日10時から開きます。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

（「午前10時30分」散会）